

**【法人用】屋外広告業登録申請チェックリスト**

必要書類	チェック内容	備考	チェック欄
1 屋外広告業登録申請書 (様式第11号)	1 申請日(右上)は記入しましたか。		
	2 申請者の主たる事務所の所在地、法人名、代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。	履歴事項全部証明書に記載されているとおりに記入のこと。	
	3 「登録の種類」は、「新規」または「更新」の該当箇所を○で囲んでいますか。		
	4 「更新」の場合、「②登録番号」と「③登録年月日」を記入しましたか。	「更新」していれば、登録番号の標記が変わっているので、ご注意ください！	
	5 「④法人・個人の別」で、「法人」を○で囲みましたか。		
	6 「⑤商号、氏名及び生年月日」には、本店の名称、代表者の職名、代表者の氏名、生年月日を記入しましたか。	・履歴事項全部証明書に記載されているものを記入のこと。 ・ふりがなを記載すること。	
	7 「⑥住所」には、郵便番号、住所、電話番号を記入しましたか。	履歴事項全部証明書に記載されているとおりに記入のこと。	
	8 「⑦名称」には、大阪府域内において営業を行う営業所を記入していますか。	・大阪府内に営業所があるか否かにかかわらず、府内において営業を行う営業所を記入してください。 ・本店(本社)が営業を行う場合は、本店(本社)と記入してください。	
	9 「⑧所在地」は、営業所の住所を記入しましたか。	履歴事項全部証明書で営業所の住所が確認できないときは、名刺をつけていただくことがあります。	
	10 「業務主任者」は、資格を有している人が記入されているか。		
	11 業務主任者の資格名称、終了証書番号、資格取得日を記入しているか。		
	12 申請者連絡先は記入しましたか。	申請書作成についての担当者の連絡先を記入してください。	
	13 「⑪役員」には、代表取締役を含む役員全員の職名・氏名を記入しましたか。(ただし、監査役は除く。)	・履歴事項全部証明書に記載されているとおりに記入してください(社長・専務などの肩書きは必要ありません)。 ・常勤、非常勤の別は問いません。 ・役員の住民票は必要ありません。	
	14 申請者が未成年の場合は、「⑫法定代理人」に必要事項を記入してください。		
	15 「⑬他の地方公共団体における登録」は、登録を受けている地方公共団体を記入しましたか。	・大阪府内の政令・中核市に届出を提出している場合は、必ず、記入してください。 ・複数に登録して記載できない場合は、継続用紙に記入してください。	
	16 「⑭主たる業務の内容」は記入しましたか。		
	17 「⑮屋外広告業の事業者団体」に所属する場合は記入しましたか。		
	18 大阪府証紙(1万円分)を貼り付けましたか。		
2 誓約書(様式第12号)	19 屋外広告業登録申請書(様式第11号)と同一の申請日を記入しましたか。		
	20 屋外広告業登録申請書(様式第11号)と同一の申請者と代表者印を押印しましたか。		
3 略歴書(様式第13号)	21 「①区分」は、代表者を含めた役員全員が「申請者(法人)の役員」にレ印をしましたか。		
	22 住所は記入しましたか。	取締役本人の住民票の住所を記入してください。	
	23 職歴は記入しましたか。	・入社時から現在に至る、屋外広告業に関する経歴・職歴を記入してください。	
	24 現在の役職については、「現在に至る」と記入しましたか。		
	25 賞罰は記入しましたか。	ない場合は、「なし」と記入してください。	
	26 代表者を含め、役員全員分の略歴書を作成しましたか。	各役員本人の氏名・個人印を押印してください。	
	27 日付と氏名を記入し、かつ押印していますか。	日付は略歴書を作成した日を記入してください。	
4 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	28 原本を添付していますか。(コピー不可)	申請日前3ヶ月以内に発行されているもの。	
5 業務主任者の資格を証する書類	29 次のいずれかのコピーを添付しましたか？ ・屋外広告士の合格証明書、屋外広告士登録証 ・屋外広告物講習会終了証書 ・広告美術仕上げに関する、準則訓練終了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証書		
6 業務主任者の住民票	30 原本を添付していますか。(コピー不可)	申請日前3ヶ月以内に発行されているもの。 ※ マイナンバーの記載は不要です。	
7 提出部数	31 正本一部と副本(コピー可)一部を準備しましたか。	正副ともに、添付書類を含むすべての必要書類(必要書類番号1~6のもの)を準備してください。	
8 返信用封筒	32 宛名を書いた返信用封筒(副本の重さ分+A4用紙4枚分の重さの切手を貼った封筒)を同封しましたか。	郵送受付の場合に限る。 ※持参受付であっても、別途必要書類の提出を依頼する際に用意して頂くこともあります。	

**【注意事項】**

- ①更新の登録申請は、現に受けている登録の有効期間が満了する日の3か月前から30日前までに提出してください。
- ②更新登録の申請がないまま、有効期間が満了しますと、登録は失効します。現に受けている登録番号で屋外広告業を営むことはできません。引き続き屋外広告業を営む方は、再び登録申請し、新しい登録番号を取得する必要があります。